



宮 崎 県 公 報

平成29年9月4日(月曜日) 第 2926 号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 41,700 円

目 次

告 示

- 指定自立支援医療機関(育成医療及び更生医療)の指定……………(障がい福祉課) 1
- 指定自立支援医療機関(精神通院医療)の指定(〃) 1
- 有害興行の指定……………(こども家庭課) 1

頁

- 急傾斜地崩壊危険区域の指定……………(砂防課) 1
- 平成29年10月1日から平成30年3月31日までの期間における特定調達契約に係る競争入札参加資格等……………(物品管理調達課) 2
- 技能検定の実施……………(雇用労働政策課) 3
- 地図及び簿冊の認証(2件)……………(農村計画課) 5

公 告

告 示

宮崎県告示第 512号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第 123号)第54条第2項の規定により、育成医療及び更生医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

平成29年9月4日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所在地	担当する医療の種類	指 定年月日
訪問看護ステーション希星	国富町	訪問看護	平成29年9月1日
訪問看護ステーションほほえみの園	都城市	訪問看護	平成29年9月1日

宮崎県告示第 513号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第 123号)第54条第2項の規定により、精神通院医療

を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

平成29年9月4日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所在地	担当する医療の種類	指 定年月日
ゆうわ薬局橋店	宮崎市	薬局	平成29年9月1日
訪問看護ステーション希星	国富町	訪問看護	平成29年9月1日
在宅リハビリ訪問看護ステーションTOMO延岡	延岡市	訪問看護	平成29年9月1日

宮崎県告示第 514号

宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例(昭和52年宮崎県条例第27号)第14条第1項の規定により、青少年に有害な興行として次のものを指定した。

平成29年9月4日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

指定番号	種類	題 名	製作・配給会社名	指定年月日
29年-28	映画	絶倫謝肉祭(カーニバル) 奥まで突いて!	佐々木組 <オーピー映画>	平成29年8月21日
29年-29	映画	女ゆうれい 美乳の怨み	山内組 <オーピー映画>	
29年-30	映画	日本夜伽話 パコってめでたし	荒木組 <オーピー映画>	
29年-31	映画	喪服の義母 敏感な乳房	廣田組 <新東宝映画>	
29年-32	映画	私は絶対許さない	緑鐵、渋谷プロダクション <緑鐵>	
指定理由	内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、青少年に粗暴性若しくは残虐性を生ぜしめ、又は青少年の犯罪を誘発し、その健全な成長を阻害するおそれがあるため。			

宮崎県告示第 515号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区

域に指定する。

平成29年9月4日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 坂谷地区

(1) 区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱8号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱8号を結んだ線により囲まれた土地の区域並びに標柱9号から標柱19号までを順次結んだ線、標柱19号と標柱20号を県道9号線官民地境界に沿って結んだ線、標柱20号と標柱21号を市道古城北川内線官民地境界に沿って結んだ線、標柱21号から標柱24号までを順次結んだ線及び標柱9号と標柱24号を結んだ線により囲まれた土地の区域

(2) 標柱の表示

標柱番号	標 柱 の 存 す る 土 地
1	宮崎市北川内町城福寺4686
2	” ” ” 4677
3	” ” ” 4677
4	” ” ” 4675
5	” ” 野間口4617-5
6	” ” ” 4617-ロ
7	” ” 城福寺4678-1
8	” ” ” 4678-1
9	” ” ” 4674
10	” ” ” 4673-イ
11	” ” ” 4652
12	” ” ” 4656
13	” ” ” 4654
14	” ” ” 4653
15	” ” 坂谷4431
16	” ” ” 4431
17	” ” ” 4417-5
18	” ” ” 4417-5
19	” ” ” 4416-1
20	” ” ” 4436-3
21	” ” 野間口4642-1
22	” ” 城福寺4646
23	” ” 野間口4630-1
24	” ” ” 4622-乙

宮崎県告示第 516号

平成29年10月1日から平成30年3月31日までの期間において、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年宮崎県規則第69号）第2条第5号に規定する特定調達契約に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「資格」という。）並びに資格審査の申請の方法及び時期等を次のとおり告示する。

平成29年9月4日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 調達をする物品等又は特定役務の種類

別表に掲げる種目のとおり

2 競争入札の参加者の資格

物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱（昭和46年宮崎県告示第93号。以下「要綱」という

。）に基づく知事の入札参加資格審査を受け、入札参加資格を有すると認められた者であること。

3 入札参加資格審査の申請の方法、時期等

(1) 申請の方法

要綱第3条第1項に規定する競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）及びその申請書に添付する書類（要綱第3条第2項に規定する添付書類をいう。以下同じ。）は、持参又は送付（送付にあっては、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。）により提出すること。

なお、申請書類（申請書及びそれに添付する書類をいう。以下同じ。）を提出する際に、参加希望の入札案件がある場合は、当該案件名を申し出ること。

(2) 申請書類の受付期間

申請書類は、随時（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前8時30分から午後5時まで）受け付けるが、入札参加資格審査が競争入札に間に合わないことがある。

(3) 申請書の配布場所及び申請書類の提出場所並びに申請についての問合せ先

宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当 宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985（26）7208

なお、申請書は、県庁ホームページの「申請書ダウンロード」の画面からダウンロードすることができる。

(4) 申請書類の作成に用いる言語及び通貨

申請書の作成に用いる言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

なお、申請書に添付する書類のうち外国語で記載したものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

4 資格審査結果の通知

資格審査の結果は、郵便により通知する。

5 資格の有効期間及び更新手続

(1) 有効期間

資格を取得した日から平成32年9月30日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

有効期間の更新を希望する者は、平成32年7月1日から同月31日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に有効期間更新の申請を行うこと。

6 その他

要綱に基づき5(1)の有効期間に係る資格を有している者（この告示の公表の際現に資格の申請を行っている者を含む。）は、同じ種目の資格を要件とする競争入札については、この告示による申請の必要はない。

別表

業 種	営 業 種 目	種 目
物品に関する業種	文具・事務機類	紙・文具
		事務機器
		O A 機器
		視聴覚教材機器
		印章
	一般機械器具類	家電製品
		電気機器
		通信機器
		厨房機器
		防災保安機器

		工作機器			デザイン制作
		その他			その他
	医療・理化学機器類	医療機器		電算業務	電算処理（システム開発含む）
		理化学機器			データエントリー
		計測機器			その他
		介護福祉機器		その他	クリーニング
	農林水産土木機器類	農林水産業機器			運送
		建設土木機器			廃棄物処理
	材料類	土建用資材			調査・研究・検査
		標識			保守・点検
		塗料			食事・給食
		諸材			保険
	車両・船舶・航空機類	車両販売・整備			文化財保存・修復
		船舶販売・整備			その他
		航空機販売・整備			
		バイク・自転車			
	印刷類	平版活版			
		軽印刷			
		フォーム印刷			
		特殊印刷			
		青写真			
		航空写真・マイクロ写真			
	薬品類	医薬品			
		農業薬品			
		化学工業薬品			
	燃料類	石油製品			
		高圧ガス			
	家具・木工類	家具・木工			
		室内装飾・畳			
	寝具・被服類	寝具			
		被服・装備品			
		消防・警察用品			
		靴・鞆			
	百貨・日用品類	百貨			
		記念品・美術品			
		写真・カメラ			
		時計・貴金属			
		ガラス・陶器			
		楽器			
		スポーツ用品			
		金物・荒物・雑貨			
		食品			
	看板・旗類	看板			
		旗・染物			
	その他	シート・テント			
		肥飼料・種苗			
		書籍			
		古物買受			
		その他			
サービス（役務の提供）に関する業種	賃貸業務	電算機器			
		事務機器			
		その他			
	広告・宣伝	広告代理			
		催事企画展示			

公 告

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第46条第2項の規定により、平成29年度技能検定試験（後期）を次のとおり実施する。

平成29年9月4日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 実施職種

(1) 特級

鋳造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、めっき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、光学機器製造、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、プラスチック成形及びパン製造

(2) 1級及び2級

さく井（ロータリー式さく井工事作業）、鍛造（プレス型鍛造作業）、機械検査（機械検査作業）、電気機器組立て（シーケンス制御作業）、自動販売機調整（自動販売機調整作業）、空気圧装置組立て（空気圧装置組立て作業）、農業機械整備（農業機械整備作業）、冷凍空調和機器施工（冷凍空調和機器施工作業）、婦人子供服製造（婦人子供既製服縫製作業）、建築大工（大工工事作業）、かわらぶき（かわらぶき作業）、配管（建築配管作業）、型枠施工（型枠工事作業）、鉄筋施工（鉄筋施工図作成作業、鉄筋組立て作業）、コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業）、防水施工（アスファルト防水工事作業、合成ゴム系シート防水工事作業、塩化ビニル系シート防水工事作業、改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業）、カーテンウォール施工（金属製カーテンウォール工事作業）、ガラス施工（ガラス工事作業）、機械・プラント製図（機械製図CAD作業）、電気製図（配電盤・制御盤製図作業）及び塗装（鋼橋塗装作業）

(3) 3級

機械加工（普通施盤作業）、機械検査（機械検査作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、電気機器組立て（シーケンス制御作業）、冷凍空調和機器施工（冷凍空調和機器施工作業）、家具製作（家具手加工作業）、建築大工（大工工事作業）、配管（建築配管作業）、鉄筋施工（鉄筋組立て作業）、機械・プラント製図（機械製図CAD作業）及び電気製図

<p>(配電盤・制御盤製図作業)</p> <p>(4) 単一等級 樹脂接着剤注入施工（樹脂接着剤注入工工作業）</p> <p>2 実施等級等 特級、1 級、2 級、3 級及び単一等級（各等級の実施職種は、1 のとおりとする。）</p> <p>3 技能検定試験の実施期日、実施場所等</p> <p>(1) 実技試験</p> <p>ア 実施期日 実技試験は、平成29年12月4日（月曜日）から平成30年2月18日（日曜日）までの間において、宮崎県職業能力開発協会が別途指定する日に行う。</p> <p>イ 実施場所 実技試験の実施場所は、宮崎県職業能力開発協会から別途通知する。</p> <p>ウ 手数料 実技試験の手数料は、次のとおりとする。 全職種 17,900円 35歳未満の者が2級又は3級実技試験を受検する場合の手数料は、次のとおりとする。 全職種 8,900円 35歳以上の高等学校、専修学校、各種学校の在校生が3級実技試験を受検する場合の手数料は、次のとおりとする。 全職種 11,900円 35歳未満の高等学校、専修学校、各種学校の在校生が3級実技試験を受検する場合の手数料は、次のとおりとする。 全職種 2,900円 上記に定める年齢は、当該技能検定の実施年度の4月1日における年齢とする。</p> <p>エ 問題の公表 実技試験問題は、平成29年11月27日（月曜日）以後に、あらかじめ受検申請者に公表する。ただし、一部の検定職種については、問題の全部又は一部を公表しない。</p> <p>(2) 学科試験</p> <p>ア 実施期日 学科試験の実施期日は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="209 1480 746 2103"> <thead> <tr> <th>検 定 職 種</th> <th>実施期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鍛造（プレス型鍛造作業）、機械検査（機械検査作業【1・2級】）、電気機器組立て（シーケンス制御作業）、婦人子供服製造（婦人子供既製服縫製作業）、配管（建築配管作業）、型枠施工（型枠工工作業）及びガラス施工（ガラス工工作業）</td> <td>平成30年1月21日（日曜日）</td> </tr> <tr> <td>特級全職種、農業機械整備（農業機械整備作業）、冷凍空調和機器施工（冷凍空調和機器施工作業）、防水施工（アスファルト防水工工作業、合成ゴム系シート防水工工作業、塩化ビニル系シート</td> <td>平成30年1月28日（日曜日）</td> </tr> </tbody> </table>	検 定 職 種	実施期間	鍛造（プレス型鍛造作業）、機械検査（機械検査作業【1・2級】）、電気機器組立て（シーケンス制御作業）、婦人子供服製造（婦人子供既製服縫製作業）、配管（建築配管作業）、型枠施工（型枠工工作業）及びガラス施工（ガラス工工作業）	平成30年1月21日（日曜日）	特級全職種、農業機械整備（農業機械整備作業）、冷凍空調和機器施工（冷凍空調和機器施工作業）、防水施工（アスファルト防水工工作業、合成ゴム系シート防水工工作業、塩化ビニル系シート	平成30年1月28日（日曜日）	<p>防水工工作業、改質アスファルトシートトーチ工法防水工工作業）、カーテンウォール施工（金属製カーテンウォール工工作業）、機械・プラント製図（機械製図CAD作業）、さく井（ロータリー式さく井工工作業）、自動販売機調整（自動販売機調整作業）及び家具製作（家具手加工作業）</p> <p>機械検査（機械検査作業【3級】）、建築大工（大工工工作業）、かわらぶき（かわらぶき作業）、樹脂接着剤注入施工（樹脂接着剤注入工工作業）、電気製図（配電盤・制御盤製図作業）、塗装（鋼橋塗装作業）、機械加工（普通旋盤作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、空気圧装置組立て（空気圧装置組立て作業）、鉄筋施工（鉄筋施工図作成作業、鉄筋組立て作業）及びコンクリート圧送施工（コンクリート圧送工工作業）</p> <p>イ 実施場所 学科試験の実施場所は、宮崎県職業能力開発協会から別途通知する。</p> <p>ウ 手数料 全職種 3,100円</p> <p>4 受検申請の手続</p> <p>(1) 提出書類</p> <p>ア 技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）</p> <p>イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面の写し</p> <p>ウ 本人確認書類の写し 次の(ア)から(カ)までに掲げるいずれかの書類の写しであること。 (ア) 運転免許証、個人番号カード（個人番号が記載されている箇所を黒塗りすること。）、日本パスポート（写真欄）、住民票その他日本の官公庁が発行した身分証明書（氏名及び生年月日が確認できるものに限る。） (イ) 特別永住者証明書 (ウ) 健康保険被保険者証 (エ) 生徒手帳又は学生証（氏名及び生年月日が確認できるものに限る。） (オ) 在留カード (カ) 外国パスポート（写真欄と日本国査証欄）</p> <p>(2) 提出先 宮崎県職業能力開発協会 宮崎市学園木花台西2丁目4番地3</p> <p>(3) 受付期間 平成29年10月2日（月曜日）から平成29年10月13日（金曜日）まで</p>	<p>平成30年2月4日（日曜日）</p>
検 定 職 種	実施期間							
鍛造（プレス型鍛造作業）、機械検査（機械検査作業【1・2級】）、電気機器組立て（シーケンス制御作業）、婦人子供服製造（婦人子供既製服縫製作業）、配管（建築配管作業）、型枠施工（型枠工工作業）及びガラス施工（ガラス工工作業）	平成30年1月21日（日曜日）							
特級全職種、農業機械整備（農業機械整備作業）、冷凍空調和機器施工（冷凍空調和機器施工作業）、防水施工（アスファルト防水工工作業、合成ゴム系シート防水工工作業、塩化ビニル系シート	平成30年1月28日（日曜日）							

(4) 受検申請に関する注意事項

ア 申請書の用紙及び受検案内は、宮崎県商工観光労働部雇用労働政策課、県立産業技術専門学校及び宮崎県職業能力開発協会において交付する。

イ 本人確認書類の写しを申請書の裏面添付欄に貼り付けること。

ウ 申請書を郵送する場合は、書留郵便又はそれと同等の手段とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書きすること。

なお、申請書を郵送する場合は、受付期間内の消印のあるものに限り、受け付ける。

エ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面の写しを申請書に添えて提出すること。

5 手数料の納付方法等

(1) 実技試験の手数料の額 (17,900円。ただし、減免の対象となる者が実技試験を受検する場合は3に掲げる額。)及び学科試験の手数料の額 (3,100円)の領収証を申請書に添えて納付すること。

(2) 手数料は、現金又は銀行振込により納付すること。

(3) 実技試験又は学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料の納付を要しない。

(4) 申請書を受け付けた後は、申請を取り下げた場合又は試験を受けなかった場合でも、手数料は返還しない。

6 合格の発表等

(1) 実技試験又は学科試験の合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、宮崎県職業能力開発協会が合格発表日後に書面で通知する。

(2) 技能検定合格者の発表

技能検定合格者の受検番号は、平成30年3月16日(金曜日)に県庁本館前掲示板に公示する。

(3) 技能検定合格証書等の交付

特級、1級及び単一等級の技能検定の合格者には厚生労働大臣名の、2級及び3級の技能検定の合格者には知事名の合格証書を交付する。

また、このほか、厚生労働大臣から特級の技能検定の合格者には特級技能士章を、1級の技能検定の合格者には1級技能士章を、2級の技能検定の合格者には2級技能士章を、3級の技能検定の合格者には3級技能士章を、単一等級の技能検定の合格者には単一等級技能士章をそれぞれ交付する。

7 その他

技能検定について不明な点は、宮崎県商工観光労働部雇用労働政策課又は宮崎県職業能力開発協会に問い合わせること。

宮崎県商工観光労働部雇用労働政策課

所在地 宮崎市橘通東2丁目10番1号(県庁8号館3階)

電 話 0985(26)7107

宮崎県職業能力開発協会

電 話 0985(58)1570

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

平成29年9月4日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 地籍調査を行った者の名称

延岡市

2 地籍調査を行った期間

平成24年7月1日から平成26年3月1日

3 地籍調査を行った地域

延岡市北浦町三川内の一部

4 認証年月日

平成29年8月28日

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

平成29年9月4日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 地籍調査を行った者の名称

延岡市

2 地籍調査を行った期間

平成24年7月1日から平成26年3月26日

3 地籍調査を行った地域

延岡市北川町川内名の一部

4 認証年月日

平成29年8月28日

--	--